

いなとりちくかつせいかけいかく
稲取地区活性化計画



静岡県・東伊豆町

平成27年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	稲取地区活性化計画						
都道府県名	静岡県	市町村名	東伊豆町	地区名	稲取地区	計画期間	平成27年度～平成29年度

目 標

東伊豆町では、農林漁業者の高齢化及び後継者不足により耕作されなくなった農地の活用方法を検討した結果、東伊豆町稲取地区においては、国道135号線から程近い位置のまとまった農地であることから、都市住民を対象とした滞在型施設を備えた市民農園を整備することとした。そして、市民農園を活用した地域住民との交流事業等を行うことにより、都市からの交流人口の拡大や移住・定住による地域経済の活性化及び人口減少の解消を図っていく。

具体的な数値目標としては、収穫祭や交流事業、栽培講習会、共同作業等の事業を開催することにより、東伊豆町観光交流客数調査及び施設利用簿による稲取地区の交流人口を、計画期間前(平成24～26年度)の66,988人から、計画期間内(平成27～29年度)に7.78%増加させ、72,198人を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

東伊豆町は、伊豆半島の東海岸中央部に位置し、北は伊東市、南は河津町と接しており、町域は東西15.04km、南北13.78km、総面積7,783haである。また、北東から北西にかけて標高800m以上の天城連山から連なる急峻な地形のため平坦地が少なく、山林原野が約70%を占めている。気候は温暖な海洋性気候で、年平均気温15.7℃、年間降水量2,068mmと農作物生産に適している。人口は13,267人、高齢化率39.4%(平成27年1月1日現在)(県平均:25.9%平成26年4月1日)である。さらに、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域に指定されている。

都市部からの交流人口は天然資源(温泉)、水産資源(海産物)を目的とした海岸部の市街地に集中しており、本地区は、その近傍にありながらも山の手のなだらかな傾斜の多い場所であるため、都市部からの交流を見込める施設は少なく、農業を基幹産業として園芸作物(果樹、花卉)の栽培が中心に行われている。地区内の農用地面積は145ha(農業センサス2005平成19年3月現在)であるが、傾斜地が多く、分散していることから、農用地の利用率向上及び流動化が進みにくい状況となっている。

現状と課題

当地区の農業は、市街地を取り囲むように隣接した農用地で柑橘類やカーネーションを中心に展開しており、主に県内及び京浜方面に向けて販売している。農用地の多くは、川沿いや丘陵地の平坦地、山間の急傾斜地に分散かつ小規模で位置するとともに、基盤整備や農道の拡幅等が遅れ、規模拡大や生産性向上が図りにくい状況にある。また、高齢化等による担い手不足、産地間競争の激化、輸入品拡大による販売価格の低迷及び鳥獣被害の拡大等により、今後も耕作放棄地の拡大が懸念される。このような現状の中で、今後交流人口や移住・定住人口の拡大による農業の担い手確保及び地域の活性化を進めていくことが課題となっている。

今後の展開方向等

滞在型施設を設置した市民農園を整備することで、都市からの利用者が見込まれることから、都市・地域住民との交流人口の拡大を図り移住・定住につなげていく。また、同市民農園内に区画貸しの農園も整備をするため、地域住民を対象とした自家用野菜の栽培、農作業を通じた高齢者の生きがいづくり、児童生徒等の体験学習の場とし、より多様なライフスタイルのニーズに応えていく。

併せて、市民農園を拠点とした地区住民の協力を得てイベント等を開催し、農村地域の賑わいづくりと都市住民との交流による稲取地区全体の活性化を図り、移住・定住につなげる。

なお、活性化計画終了翌年度には、交流人口の目標達成状況を検証するとともに、交流及び定住人口の増加に向けた検討を実施する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
東伊豆町	稲取地区	農林漁業体験施設(農林漁業体験施設)	東伊豆町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
東伊豆町	稲取地区	中山間地域総合整備事業「東河地区」	静岡県	H24～H29年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

稲取地区(静岡県 東伊豆町)	区域面積	1,000ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 稲取地区の面積1,316haのうち複合観光施設241ha(ゴルフ場、動物園等)及び市街地形成区域75haを除いた1,000haを計画区域とする。区域内の農林地面積は770ha(農用地面積145ha、林野面積625ha)であり、77.0%を占めている。 また、当地区の農林漁業従事者数は332人であり、全就業者数(平成22年国勢調査)3,507人の9.5%を占めており、農林水産業は重要な基幹産業である。		
②法第3条第2号関係： 稲取地区の人口(住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数)は平成18年から平成23年の間に7.7%減少している。また、農業就業人口(農林業センサス)においても高齢化等により、平成17年から平成22年の間に12.7%減少している。 このため、当区域の活性化を図るため、交流人口の拡大及び移住・定住を促進することが有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係： 計画区域には、市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	
東伊豆町稲取	3031-1	畑	畑	3,285	-	-	-	所有権	東伊豆町	稲取3354	ロ	滞在型施設 管理棟 駐車場 里山広場 給排水施設 附帯施設(給水施設、浄化槽、鳥獣害対策用フェンス、雑工事) 農園(土づくり)	地番3031-1の一部を農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し整備する。他の土地については、関連事業である中山間地域総合整備事業にて整備する。
"	3031-4	畑	畑	9,552	-	-	-	"	"	"			
"	3031-142	畑	畑	175	-	-	-	"	"	"			
"	3031-143	畑	畑	1,476	-	-	-	"	"	"			
"	3031-128	山林	山林	219	-	-	-	"	"	"			
"	3031-208	畑	畑	1,070	-	-	-	"	"	"			
"	3031-230	畑	宅地	154	-	-	-	"	"	"			
"	3031-231	畑	畑	1,523	-	-	-	"	"	"			
"	3031-232	畑	宅地	72	-	-	-	"	"	"			
"	3031-233	畑	畑	10	-	-	-	"	"	"			
"	3031-391	畑	畑	894	-	-	-	"	"	"			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考		
建築物	滞在型施設	10棟	木造平屋	10棟	29.5m ² /棟	295m ²	平成27年4月～平成29年3月	トイレ・流し台・シャワー(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)
"	農園(土づくり)	10区画	土づくり	10区画	40m ² /区画	400m ²	平成27年4月～平成29年3月	(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)
"	管理棟	1棟	木造平屋	1棟	177.21m ²	177.21m ²	平成26年4月～平成27年3月	管理室・研修室・トイレ(中山間地域総合整備事業「東河地区」)
工作物	駐車場	1ヶ所	As舗装	200m ²		200m ²	平成26年4月～平成27年3月	(中山間地域総合整備事業「東河地区」)
"	里山広場	1ヶ所	芝生工	1,500m ²		1,500m ²	平成26年4月～平成27年3月	(中山間地域総合整備事業「東河地区」)
"	給排水施設	受水管路工 雨水排水設備工	HIVPφ50、φ30 側溝、管渠工	378m、553m 36箇所、52m			平成26年4月～平成27年3月	(中山間地域総合整備事業「東河地区」)
"	給排水施設	1式	受水管路工 排水設備工	1式			平成27年4月～平成29年3月	(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)
"	鳥獣害対策	1式	フェンス等	1式			平成27年4月～平成29年3月	(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)
"	雑工事	1式	1式				平成27年4月～平成29年3月	(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)
計								

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

平成28年4月

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">該当無し</p> </div>	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

本計画は、市民農園を通じて、都市・地域住民との交流による交流人口の拡大を目標として、そこから波及が見込まれる移住・定住を含めた地域経済の活性化を図っていく。

目標の達成状況等については、活性化計画最終年度の翌年度の9月末までに、計画主体である静岡県と東伊豆町が観光交流客数調査や施設利用簿により計画域内の交流人口を把握し、その結果に基づいた評価・検討を行い、第三者の意見を聞いて公表する。